三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要
四　信用格付の前提、意義及び限界

第五十条第一項各号列記以外の部分中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改め、同項第二号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改める。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（特定共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第五十二条の二　法第九条の九の二第二項第一号に規定する苦情処理措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　次に掲げるすべての措置を講じること。

イ　特定共済事業等関連苦情（特定共済事業等（法第六十九条の二第六項第六号に規定する特定共済事業等をいう。第四号及び次項第一号において同じ。）に関する苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ　特定共済事業等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための内部規則（当該業務に関する特定共済事業協同組合等内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ　特定共済事業等関連苦情の申出先を利用者に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの内部規則を公表すること。

二　金融商品取引法第七十九条の十二において準用する同法第七十七条第一項の規定により認定投資者保護団体が行う苦情の解決により特定共済事業等関連苦情の処理を図ること。

三　消費者基本法第十九条第一項又は第二十五条に規定するあっせんにより特定共済事業等関連苦情の処理を図ること。

四　法第六十九条の二第一項に規定する指定（その紛争解決等業務の種別が特定共済事業等であるものを除く。次項第四号において同じ。）又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により特定共済事業等関連苦情の処理を図ること。

五　特定共済事業等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する苦情を処理する手続により特定共済事業等関連苦情の処理を図ること。

2　法第九条の九の二第二項第二号に規定する紛争解決措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　認定投資者保護団体のあっせんにより特定共済事業等関連紛争（特定共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の解決を図ること。

二　弁護士法第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続により特定共済事業等関連紛争の解決を図ること。

三　消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあっせん又は同条に規定する合意による解決により特定共済事業等関連紛争の解決を図ること。

四　法第六十九条の二第一項に規定する指定又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により特定共済事業等関連紛争の解決を図ること。

五　特定共済事業等関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により特定共済事業等関連紛争の解決を図ること。

3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、特定共済事業協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により特定共済事業等関連苦情の処理又は特定共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。

一　法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二　法第六十九条の四第一項若しくは第二項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項若しくは法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第六十九条の二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ　法第六十九条の四第一項若しくは第二項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項若しくは法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第六十九条の二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

第百五十五条中「リスク」の下に「並びに当該共済事業を行う組合（特定火災共済協同組合又は特定共済事業協同組合等に該当するものに限る。）が講ずる法第九条の九の二第一項に定める措置の内容」を加える。

第百六十六条第一項第五号に次のように加える。

ニ　特定火災共済協同組合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　指定特定火災共済事業等紛争解決機関が存在する場合　当該特定火災共済協同組合が法第九条の七の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定特定火災共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定特定火災共済事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該特定火災共済協同組合の法第九条の七の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ホ　項

(1)　指定特定共済事業等紛争解決機関が存在する場合　当該特定共済事業協同組合等が法第九条の九の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定特定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定特定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該特定共済事業協同組合等の法第九条の九の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第百六十七条第二項第二号ニ中「限る。」の下に「以下同じ。」を加える。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二　指定紛争解決機関

第一節　通則

（割合の算定）

第百八十二条の二　法第六十九条の二第一項第八号の割合の算定は、次に定めるところにより行うものとする。

一　特定火災共済協同組合（法第六十九条の二第六項第二号に規定する特定火災共済協同組合をいう。以下この号、次条、第百八十二条の五第二項及び第百八十二条の十四において同じ。）にあっては、イに掲げる数をロに掲げる数で除して行うこと。